

# 「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク及び名称

## 使用管理要綱

(趣旨及び目的)

- 第1条 この要綱は、山形県に帰属する「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク及び名称（以下、「シンボルマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 シンボルマーク等は本県の伝統野菜（別紙「伝統野菜一覧」のとおり。）のPRを図り、そのブランド力向上に資することを目的とする。
- 3 シンボルマーク等のデザインについては、別記「「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマークマニュアル（以下「マニュアル」という。）」のとおりとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

- 第2条 山形県は、シンボルマーク等の使用承諾及び管理業務を、おいしい山形推進機構（以下「機構」という。）に委託する。

(用途)

- 第3条 シンボルマーク等の用途は、次に掲げるものとする。
- (1) 県内で生産された伝統野菜の出荷又は販売において使用するとき。
  - (2) 伝統野菜を原材料の全部又は一部に使用する加工食品において使用するとき。
  - (3) 伝統野菜を原材料の全部又は一部に使用する外食の提供において使用するとき。
  - (4) 前号までに規定するもののほか、伝統野菜の認知度向上のためシンボルマーク等を使用するとき。
  - (5) 前4号に規定するもののほか、機構が別に定めるものに使用するとき。

(使用の届出)

- 第4条 第3条第1号から第3号までに規定する用途のため、シンボルマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ機構に対して「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク等使用届出書（別記様式1）を提出しなければならない。

(使用の申請)

- 第5条 第3条第4号により、シンボルマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ機構に対して「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク等使用申請書（別記様式2）を提出しなければならない。

(使用の承諾)

第6条 機構は、前条により申請のあった内容について、第1条の目的に照らして適正と認められる場合は、これを承諾し、「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク等使用承諾の通知(別記様式3)をするものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付することができる。

(使用料)

第7条 シンボルマーク等の使用料は無料とする。

(表示に要する経費負担)

第8条 シンボルマーク等の表示に要する経費は、シンボルマーク等の使用者が負担するものとする。ただし、県が必要と認める場合はこの限りでない。

(事故、苦情等の処理)

第9条 シンボルマーク等の使用に関する事故又は苦情については、シンボルマーク等の使用者は、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第10条 機構の会長は、シンボルマーク等の使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用承諾の制限)

第11条 機構の会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承諾をしないものとする。

- (1) シンボルマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 宗教的行事、政治活動等に使用されると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められるとき。
- (4) その他、シンボルマークの使用が適当でないとき。

2 機構の会長は前項第3号に該当しないことを確認するために関係する行政機関に照会を行うことができる。

(使用承諾の取り消し)

第12条 機構の会長は、シンボルマーク等の使用者が次各号のいずれかに該当した場合は、使用承諾を取り消すものとする。

- (1) マニュアルに反して使用したとき
- (2) シンボルマーク等を不正に使用したとき
- (3) 第9条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (4) その他「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき

(使用上の遵守事項)

第13条 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標法等関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (2) 第三者が登録商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに機構に連絡すること。
- (3) 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、すべて使用者の負担により処理すること。
- (4) 使用者は許可を受けた事項以外の目的に本件シンボルマーク等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については機構と山形県が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月28日から施行する。

この要綱は、平成29年 2月21日から施行する。

## 「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマークデザインマニュアル

### シンボルマーク

伝統野菜は「地域の宝」であり、高級感と伝統感をイメージするとともに、雪の結晶のマークで「雪国の美しさ」を表現しています。



- 専用のデータにより、正確に使用すること。
- 色使いは、指定以外の色を使用しないこと。  
指定色 カラー(DIC-199)又はモノクロ
- 変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。  
(縦横比を変えない拡大縮小は図形の変更とみなさない)

### 使用禁止例

図形を変形してはいけません。

他の図形・文字と重ねてはいけません。



※縦横比を変えない拡大・縮小は図形の変更とみなさない



(別記様式1)(第4条関係)

## 「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク等使用届出書

平成 年 月 日

おいしい山形推進機構

会長 山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

印

電話番号

「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク及び名称使用管理要綱第4条の規定により、下記のとおりシンボルマーク等を使用することを届け出ます。

なお、使用にあたっては、「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク及び名称使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

### 1 使用目的

(別記様式2)(第5条関係)

## 「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク等使用申請書

平成 年 月 日

おいしい山形推進機構

会長 山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

印

電話番号

「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク及び名称使用管理要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク及び名称使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 申請者(法人、団体)の概要
- 2 使用目的(品目・イベント名など)
- 3 使用する形態(図案を添付すること)
- 4 使用数量
- 5 使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(別記様式3) (第6条関係)

## 「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク等使用承諾書

おいしい山形第 号  
日 付

様

おいしい山形推進機構  
会長 吉村 美栄子

平成 年 月 日付けで使用申請のあったことについて、「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク及び名称使用管理要項第6条第1項の規定により、「食の至宝雪国やまがた伝統野菜」シンボルマーク等の使用を承諾します。

- 1 承諾対象者
- 2 使用目的
- 3 使用数量
- 4 使用期間
- 5 条件